

「放課後子ども総合プラン」について 【参考資料】

平成26年11月12日

厚生労働省
文部科学省

放課後児童クラブと放課後子供教室について（事業の比較）

放課後児童クラブ（厚生労働省）

放課後子供教室（文部科学省）

趣 旨

共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。（児童福祉法第6条3第2項に規定）
 ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした。（平成27年4月施行予定）

すべての子供を対象として、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進
 ※希望者が参加

H26予算額 補助先 補助率 等

33, 223百万円の内数（特別会計）
 ※都道府県、指定都市、中核市（補助率1/3）
 （国・都道府県・市町村1:1:1）
 ※事業主拠出財源による補助金、別途保護者負担（利用料）あり

3, 814百万円の内数（一般会計）
 ※都道府県、指定都市、中核市（補助率1/3）
 （国・都道府県・市町村 1:1:1）

実施か所数

22, 084か所（平成26年度）
 ※小学校内で実施するクラブ（11,653か所）のうち、同一の小学校内に放課後子供教室があるか所数 4, 392か所

10, 376か所（平成25年度）

実施場所

小学校 53%（余裕教室28%、専用施設25%）
 児童館 12%、その他（専用施設、公的施設など） 35%
 （平成26年5月）

小学校 71%、公民館 13%、児童館 3%、
 その他（中学校、特別支援学校など） 13%
 （平成25年度）
 （参考）全小学校数：約20, 000校

開設日数

原則として長期休業を含む年間250日以上

111日（平成25年度平均）

指導者

放課後児童支援員等（専任）
 [省令基準に基づく資格要件あり]（平成27年4月施行予定）

地域の協力者等（資格を問わないボランティアによって実施）
 [無償ボランティアで実施しているか所あり]

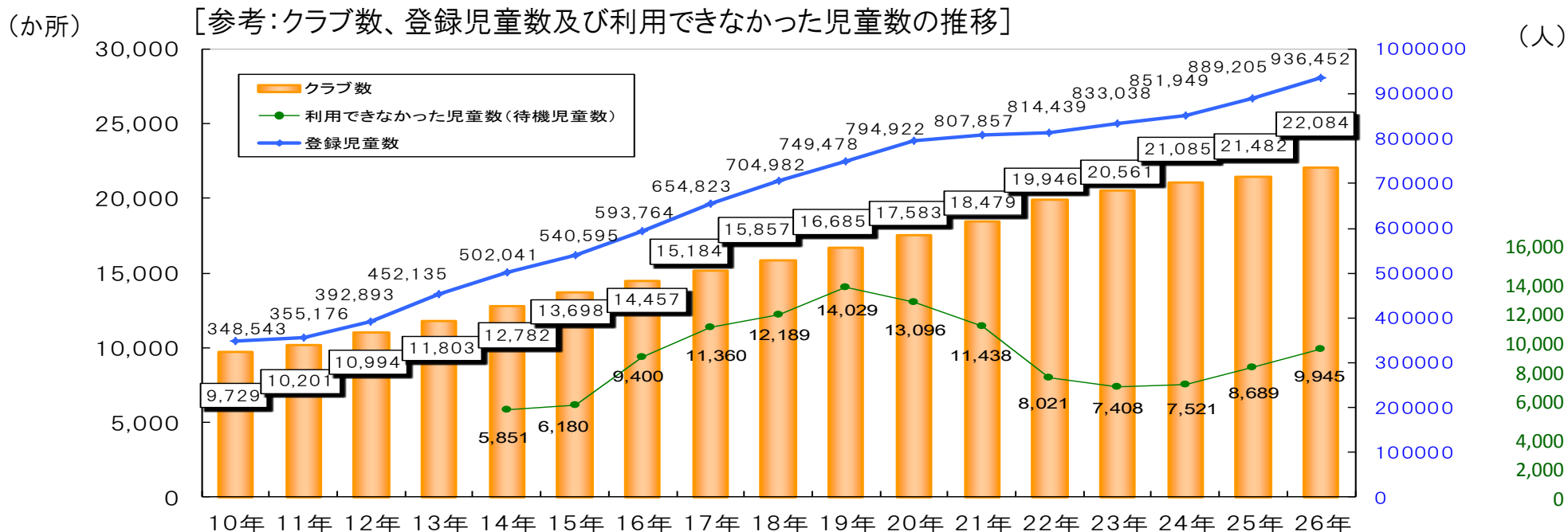
放課後児童クラブの概要

【現状】(クラブ数及び児童数は平成26年5月現在)

- クラブ数 22,084か所 (参考:全国の小学校区数 20,357校区)
- 登録児童数 936,452人 (全国の小学校1～3年生約324万人の25%程度＝約4人に1人)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 9,945人[利用できなかった児童がいるクラブ数 1,753か所]

・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

⇒平成26年度末までに111万人(小学校1～3年生の32%＝3人に1人)の受入児童数をめざす



【事業に対する国の助成】

○平成26年度予算 332.2億円 ※国は、児童育成事業費(特別会計・事業主拠出金財源)による補助

- ①運営費:概ね1/2を保護者負担、残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。《児童数が40人の場合:1クラブ当たり基準額342.7万円》[国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担]
- ②整備費:新たに施設を創設する場合《基準額2,355.6万円》のほか、改築、大規模修繕及び拡張による整備を支援。[創設、改築等は、国・都道府県・設置者が、余裕教室等の改修《基準額700万円》・備品購入《基準額100万円》は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ負担]

(参考)保育緊急確保事業(内閣府予算(一般会計)に計上:51億円)

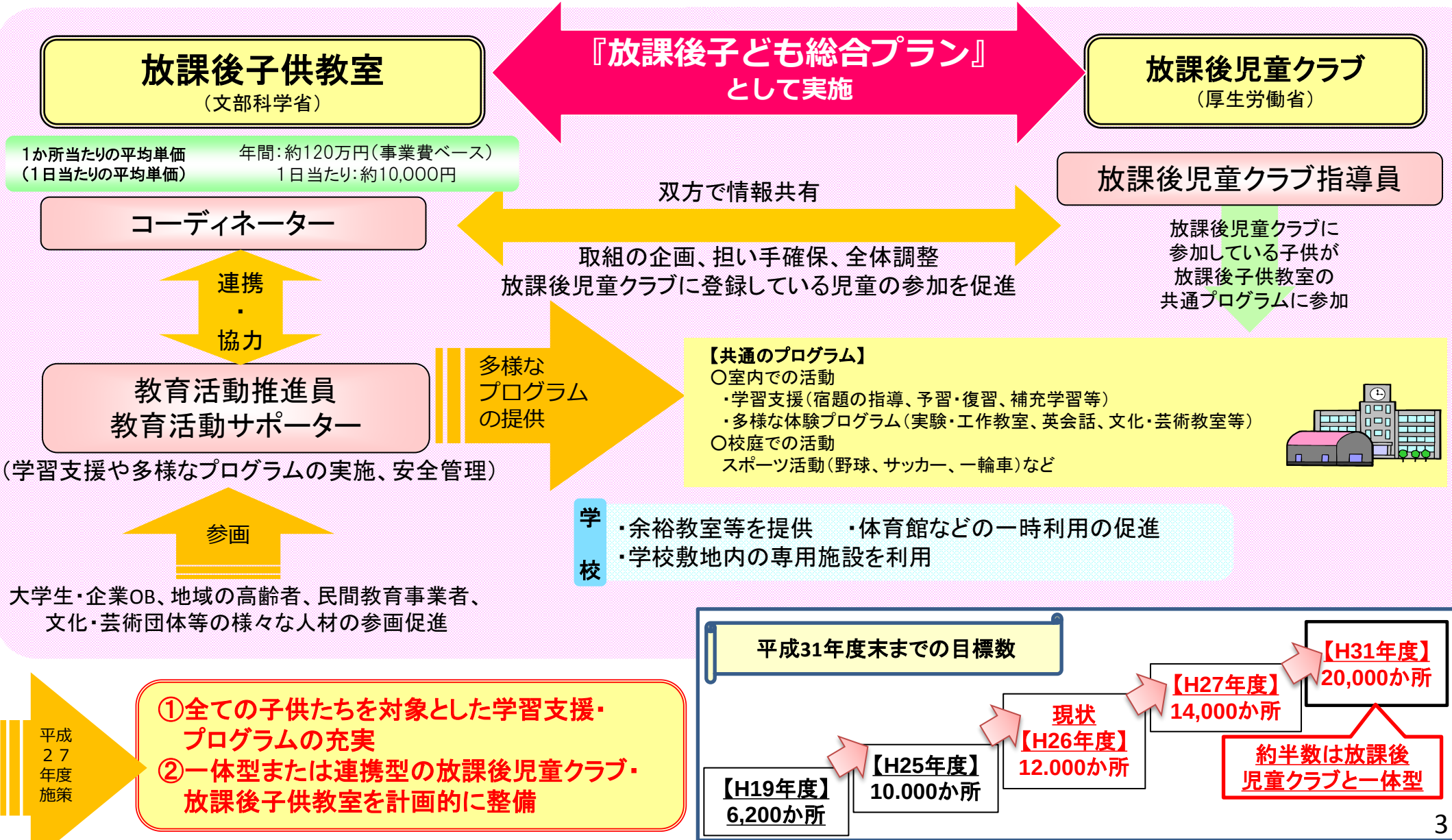
・放課後児童クラブについて、保育所の利用者が就学後も引き続き円滑に利用できるように、「小1の壁」の解消に向け、開所時間の延長を促進する。

放課後子供教室～放課後子ども総合プランの推進～

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部 平成27年度概算要求額57億円の内数(平成26年度予算額38億円の内数)

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要



一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
- 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用

一体型のイメージ

【学校の敷地内等にて実施】

※放課後子供教室については、各地域の実情等に応じて開催

